

「施策等評価結果報告書」評価結果ページ（案）

## 4. 施策及び事務事業評価結果

施策 1	環境の保全	生活環境部 環境政策課
事務事業 1	地球温暖化対策事業	
事務事業 2	公害対策管理・調査・測定事業	

(1) 施策・事務事業の概要

<p>施策 1 環境の保全</p> <p>【施策の目的】 より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ（環境に配慮した生活）を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。</p> <p>【展開方向 1】環境保全型のまちづくり 衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取り組みを推進するとともに、全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取り組みを着実に推進します。</p> <p>【展開方向 2】公害防止対策の充実 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。</p>
<p>事務事業 1 地球温暖化対策事業（展開方向 1）</p> <p>◇「国立市役所地球温暖化対策実行計画」及び「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」に基づき、市の事務事業及び市域全体の温室効果ガス排出量の削減を推進する事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の事務事業による排出量の分析</li> <li>・実行計画に基づく各部署の取り組みの管理</li> <li>・住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金の交付</li> <li>・住宅省エネルギー化補助金の交付</li> <li>・省エネ家電買換え促進補助金の交付</li> </ul> </p>
<p>事務事業 2 公害対策管理・調査・測定事業（展開方向 2）</p> <p>◇各種環境調査を実施し、規制・基準値を大きく超える場合には原因究明及び指導等による改善を図る事業。また、東京都から事務移譲を受け、工場設置認可、特定建設作業届出、アスベスト含有解体工事の立ち入り検査、各種苦情対応等も行う。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要道路騒音等調査</li> <li>・主要交差点環境調査</li> <li>・大気中ダイオキシン類調査</li> <li>・工場ばい煙調査</li> <li>・二酸化窒素濃度分析調査</li> <li>・工場等重油中硫黄分析調査</li> <li>・多摩川関連水質合同調査</li> <li>・矢川・崖線湧水水質調査</li> <li>・地下水有機塩素系物質調査</li> </ul> </p>

## (2) 評価委員会からの提言

### ①施策「環境の保全」について

・第2次基本計画策定に伴い成果指標を状況変化に応じて追加する等、施策評価に対する姿勢は評価する。環境問題というものは行政施策の効果が即時的に現れるものではないため、明確な進捗評価は困難を伴うが、展開方向1「環境に配慮した取り組みを行っている市民の割合」の成果指標が安定しない要因等について分析し、成果向上に向けた検討を求める。

・地球温暖化対策及び公害発生防止を含む環境保全施策を推進するためには市民の意識啓発が不可欠であり、学校における環境教育を重視して取り組むべきである。

・本施策は市域内で完結するものではないため、市民、事業者及び他自治体等と連携し、効果的に事業を推進されたい。

#### <個別意見>

・自動車に起因する環境問題への対策を講じるにあたり、自家用車を使わずに外出するための福祉有償運送の活用を検討すべきである。

### ②事務事業「地球温暖化対策事業」について

#### 今後の事業の方向性：有効性改善

・本庁舎使用電力の再生可能エネルギーへの転換、街路灯のLED化、住宅・家電の省エネ化に対する各種補助金制度等、各事業の進捗については評価する。国が2050年までに温室効果ガス実質ゼロという目標を定めたことを受け社会全体の意識も高まると予想されるため、市のさらなる取り組みに期待する。

・地球温暖化対策を推進するためには市民の意識醸成を推進する必要がある。対策を講じなかった場合の将来予測を周知する、家庭でできる省エネの取り組みを紹介する際に重点項目にしぼって広報する、市役所が行った取り組みの結果を市民及び事業者へ周知する等、さまざまな方策を検討されたい。

・各種補助金交付事業について、申請件数がすぐに定員に達する現状では公平性に課題がある一方、大幅に拡充することは予算の制約上困難を伴う。申請の手間、受付対応の負担、国・都の補助制度の活用等、費用対効果を十分に検証

し、今後のあり方を検討すべきである。

<個別意見>

- ・省エネ家電買換え促進補助金制度について、申請の手間が少なく市民の意識醸成に効果的であるため、予算の組替等も検討しつつ制度を拡充すべきである。
- ・省エネ化に対する補助金制度について、申請を促進するため、市内の土業を活用する等申請負担を軽減する方策を検討されたい。

③事務事業「公害対策管理・調査・測定事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善、効率性改善

- ・着実に事業を推進するため、環境調査結果に基づく市内環境の推移を市民にわかりやすく周知する、公害発生抑制の視点を学校教育に取り入れる等の取り組みを検討されたい。
- ・苦情受付件数が年々増大している現状において、対応に当たる職員に過度な負担が生じないよう、対応時間及び訪問回数等について他の業務と比較して妥当性を検証する、外部委託を含め地域や民間の力の活用を図る等、何らかの方策を検討すべきである。
- ・市の裁量性は比較的小さいものの、市民の生活環境の改善を図る重要な事業であり、引き続き迅速な状況把握と改善に努められたい。

施策2	男女共同参画社会の実現と 女性への総合的な支援	政策経営部 市長室	
	事務事業1		くにたち男女平等参画ステーション事業
	事務事業2		女性等緊急一時保護事業
	事務事業3		女性パーソナルサポート事業

(1) 施策・事務事業の概要

<p>施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援</p> <p>【施策の目的】 性別に関わらず、多様な生き方を自由に選択することで、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。</p> <p>【展開方向1】男女共同参画社会の実現 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、市民がお互いに協力しながら支え合える男女共同参画社会を目指します。</p> <p>【展開方向2】女性の自立に向けた支援 地域で生活する女性一人ひとりの実情に対応し、女性への総合的な相談支援体制を構築することで、女性のエンパワーメントを促進し、地域における女性の経済的・社会的な自立を推進します。</p>
<p>事務事業1 くにたち男女平等参画ステーション事業（展開方向1）</p> <p>◇男女平等参画の推進を図るための拠点施設として、くにたち男女平等参画ステーションを運営する事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。 ・男女平等参画に関する相談事業 ・普及啓発事業 ・情報収集・提供・発信事業 ・交流促進事業 ・調査・研究事業 ・ボランティアサポーター会議</p>
<p>事務事業2 女性等緊急一時保護事業（展開方向2）</p> <p>◇配偶者等から暴力被害を受けている女性等の生活の安定と自立支援を図るため、公的シェルターへの緊急一時保護を実施する事業。</p>
<p>事務事業3 女性パーソナルサポート事業（展開方向2）</p> <p>◇上記「女性等緊急一時保護事業」において、公的な保護施設における利用者の安全確保のための利用制限により、相談者が保護施設の利用を拒否する等の課題を受け、令和元年度より開始した事業。短期宿泊と自立支援の2本の柱により構成される。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。 ・短期宿泊（公的な保護施設の利用を選択しない相談者に短期間の滞在場所を提供） ・自立支援（中長期的な支援が必要な女性の相談対応や同行支援、講座提供等）</p>

## (2) 評価委員会からの提言

### ①施策「男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援」について

・本施策において、国立市は全国的に見ても先駆的な取り組みを多く推進しており、大いに評価できる。第2次基本計画策定に伴い、各展開方向の成果指標を大きく見直したことについても、施策の進捗を受けた弾力的な対応として評価する。

性の多様性の社会的認知度が高まるにつれ、施策の内容もはるかに多様化することが予想される。今後もパイオニアとして、市民の多様性を尊重し支援するための新たな方向性を切り開いていくことを期待する。一方で、施策の特性及び課題の普遍性を考慮し、周辺自治体との連携を一層図られたい。

・男女平等意識を醸成し課題認識を促進するためには、効果的な情報発信が肝要である。ジェンダー平等に係る教育のあり方、市ホームページのアクセシビリティの向上、旧国立駅舎等の公共施設の活用、高校及び大学等への広報等、情報発信における様々な方策について幅広く検討されたい。

・性自認が女性の方々への支援に偏ることなく、性自認が男性の方々にも配慮した事業運営を行っていただきたい。

・市役所における女性管理職割合の目標を掲げ、達成に向けて取り組まれない。あわせて、女性の健康状態や体調等に配慮したきめ細かい対応ルールを作成して全職員で共有する等、庁内における女性の働き方改革を推進されたい。

#### <個別意見>

・防災分野における男女共同参画の推進について早急な対応をお願いしたい。

### ②事務事業「くにたち男女平等参画ステーション事業」について

#### 今後の事業の方向性：有効性改善

・相談件数や講座・イベント等の参加人数は増加しており、参加者からも高い評価を得ている点は評価する。当面の課題であるステーションの認知度向上については、大学への寄附講座の活用等による若年層への周知、国立駅改札付近への案内看板設置等の工夫を検討されたい。

- ・ SNSを活用する等、相談者の立場に立った対応は評価する。一方、相談者における男性の割合が低いため、悩みを抱えている男性へも手を差し伸べる意識をもって事業を運営されたい。

- ・ 施設の立地上、国分寺市民の利用も想定されるため、将来的に同市との共同運営等も検討する余地がある。

### ③事務事業「女性等緊急一時保護事業」について

#### 今後の事業の方向性：有効性改善、事業統廃合・連携

- ・ 被害者の自立支援を考えるうえでは、保健・医療、警察、司法等の安全面はもちろん、教育、福祉、就労、住宅等生活面での支援も必要である。また、事業の性質上、市域内での対応には限界があるため、他自治体及び民間団体等との広域的な連携を引き続き推進されたい。

- ・ 生活保護・生活困窮自立支援とならび、緊急的な対応を要する重要な事業であるが、中長期的な視点から被害者の生活面も含めた包括的な自立支援を行うため、女性パーソナルサポート事業との統合・連携等、本事業のあり方を検討されたい。

- ・ 緊急を要する相談件数と一時保護件数との乖離、「DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった（できなかつた）市民の割合」が50.7%であったこと等の各指標が、泣き寝入りをしているDV被害者や潜在的なDV被害者が大勢いることを示唆している。現状として本事業の利用者数は少ないものの、今後DV等の被害相談は増えていくことが予想されるため、当事業は引き続き継続すべきである。

- ・ シェルターでの外出制限や通信機器の使用制限等について、被害者の安全確保の必要性は認めるものの、被害者が避難を躊躇する要因にもなっていると思われるため、国や都道府県に対し見直しを働きかけられたい。

### ④事務事業「女性パーソナルサポート事業」について

#### 今後の事業の方向性：有効性改善、事業統廃合・連携、拡充

- ・ 本事業に対するニーズの増加が予想されるため、担い手である民間支援団体と引き続き連携するとともに、人材育成及び財政支援の方策を検討されたい。

・特別な困難を抱える人達の声を受け止め、全国でも先駆的な取り組みとして実施していることについて、高く評価する。また、戸籍上の女性に限らず、性自認が女性である方も対象としている点についても評価すべきである。

一方で、加害者からの避難という事業の性質上本来は広域的に取り組まれるべきものであり、東京都や他自治体との広域連携の実現に向け積極的に働きかけられたい。

施策3	文化・芸術活動の推進と 歴史・文化遺産の適切な保護	教育委員会 生涯学習課
	事務事業1 文化芸術振興事業	
	事務事業2 文化財保護・活用事業	

(1) 施策・事務事業の概要

<p>施策3 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護</p> <p>【施策の目的】 文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術活動に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。</p> <p>【展開方向1】文化・芸術を育む良質の土壌づくり 市民が文化・芸術を身近に感じることができる機会を充実させ、文化・芸術を育む「良質の土壌づくり」を推進します。</p> <p>【展開方向2】文化・芸術活動の促進 市民・団体等の自主的な文化・芸術活動を促進します。</p> <p>【展開方向3】歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。</p>
<p>事務事業1 文化芸術振興事業（展開方向1）</p> <p>◇「国立市文化芸術推進基本計画」に基づき、市の文化芸術施策を推進する事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立市文化芸術推進基本計画の策定（令和元年5月）</li> <li>・国立市文化芸術推進会議の開催</li> <li>・文化芸術講演会の開催</li> </ul>
<p>事務事業2 文化財保護・活用事業（展開方向2）</p> <p>◇市内所在の各種文化財について、文化財指定及び登録に基づきその保護及び活用を図る事業。</p> <p>◇主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の指定・登録</li> <li>・既存文化財の保護</li> <li>・市指定文化財所有者への補助金交付</li> <li>・都事業「文化財ウィーク」への協力</li> <li>・旧本田家住宅の解体復元及び復元後の活用検討</li> </ul>



## (2) 評価委員会からの提言

### ①施策「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」について

・歴史・文化遺産の保護においては、現状把握や保護対策が遅れがちになる無形文化財（伝統文化・伝統芸能）の保護及びその担い手の育成に特段の注力を求める。

・コロナ禍以前に策定された「国立市文化芸術推進基本計画」は優れた内容ではあるが、ICT等を活用した各種イベントの新たな開催方法の模索、文化芸術の担い手に対する経済的支援等、コロナ後の社会に向けて一定の修正が必要である。また、市民が主体的に文化芸術活動に取り組むために、計画の内容について、多様な方法での市民周知を図られたい。

・情報発信における旧国立駅舎の活用ならびに市内画廊、ギャラリー及びくにたち文化スポーツ振興財団等との連携等を推進し、地域や市民が主体的に文化芸術活動に取り組むための仕組みの構築に取り組むべきである。

・くにたちアートビエンナーレについて、市民の芸術に対する意識を醸成するきっかけになった点は評価する。彫刻展示については、説明板に二次元コードを表示して市内画廊やギャラリーへの誘導につなげる等、市全体での盛り上がりにつなげる工夫が必要であった。

・くにたち市民芸術小ホールについては、文化芸術に関するイベントの開催といった従来の役割に加えて、市民と市内の画廊やギャラリー等を結びつけたり、情報発信の中心となったりする機能が今まで以上に求められる。

#### <個別意見>

・担当課の社会教育・文化財担当の所掌は、生涯学習、文化芸術、文化財保護等多岐にわたっている。本施策及び事業の円滑な推進のため、担当課の体制強化を図られたい。

### ②事務事業「文化芸術振興事業」について

#### 今後の事業の方向性：有効性改善

・文化芸術講演会の参加者数を向上させるため、ギャラリーネットワークと連携する等、さらなる周知方法の改善を図られたい。一方で、より市民の関心を

喚起するテーマの講演を企画することもまた必要である。

- ・本事業は大きくコロナ禍の影響を受けているものと思われる。当面は事業の拡充を図る前に、感染防止対策を講じたうえで各種イベントの開催を模索する等、形を変えてでも当初の計画が実行できる状態に戻すことが肝要である。
- ・コロナ禍の影響を受けているアーティストの活動機会と生活について、支援策を検討すべきである。

<個別意見>

- ・庁内各課が取得した市民の文化芸術活動に関する情報を、生涯学習課に集約する仕組みを検討されたい。

③事務事業「文化財保護・活用事業」について

今後の事業の方向性：有効性改善

- ・旧本田家住宅の復元事業について、文化財としての保護活用の社会的意義は認められるものの、復元後の維持管理も含めれば長期にわたり大規模な予算措置を要することから、コロナ禍の厳しい財政事情に照らし、事業の進め方についてあらためて確認されたい。
- ・旧国立駅舎において、様々なテーマでの展示により来場者に文化や歴史を知るきっかけを与えた点は評価する。文化財の保存活用においては、文化財に触れながら散歩ができるマップを作成する、旧本田家住宅の解体及び復元過程の見学イベントを企画する、学校教育等も含めた幅広い広報活動を展開する等、文化財に対する市民の理解と関心を高める方策を検討されたい。
- ・建築物の補修作業等を市民の雇用創出の場とする、観光まちづくり協会等の市内団体と連携して市内文化財の一体的な活用により回遊性を創出する方策を検討する等、まちの活性化に資する文化財の活用を図られたい。
- ・事務事業マネジメントシートの対象指標「市内所在の文化財件数」の数値設定を推定10,000件としている点については、適切な事業評価を行うために見直すべきである。

④その他

<個別意見>

- ・くにたち文化スポーツ振興財団の活動内容及び会計のさらなる透明化を図るべきである。